

# 子育て世代への松戸市プロモーション推進業務委託 仕様書

## 1 事業名称

子育て世代への松戸市プロモーション推進業務委託

## 2 事業目的

本事業は、20代から40代の子育て世代をメインターゲットに、松戸市（以下「本市」という。）の魅力・価値を市内外へ効果的に発信し、本市の都市ブランド力の向上を図るとともに本市への興味・関心を引き起こし、将来的な人口流入及び定住促進につなげることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日翌日から令和4年3月31日まで

## 4 今年度の事業方針

別紙1「子育て世代への松戸市プロモーション推進業務委託におけるこれまでの方向性について（以下「別紙1\_これまでの方向性」という）」を参考に、本事業を展開する。

## 5 業務概要

受託者は、本市と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

### （1）全体計画の策定

事業目的及び別紙1\_これまでの方向性に基づき、下記（2）～（5）を最適に組み合わせ、その取組内容やスケジュールを包含した、ストーリー性のある全体計画を策定すること。

### （2）動画の制作・活用

主に本市の認知拡大の一環として、以下の業務を行うこと。

#### ア 動画制作の範囲

動画は、インターネット配信及び映画館での本編上映前のCM（以下「シネアド」という。）上映を前提とし、企画、タイトル、台本（絵コンテ含む）、演出、素材作成、出演者との調整、取材、撮影、編集、ナレーション、収録、テロップ制作、BGM音源制作、選曲・音響効果等、動画制作に係る作業の一切を行うこと。なお撮影は、業務用4K解像度のカメラで撮影し、編集も撮影と同様の方式で行うこと。成果品については汎用的な動画編集ソフトで編集可能な形式とすること。

## イ 動画の内容・構成

### ① インターネット配信用

- ・3分～5分程度の構成とする。
- ・メインターゲットを、市内外の未就学児を持つ子育て家庭とする。
- ・本市の子ども・子育て支援施設や子育て支援施策をわかりやすく紹介し、本市に興味・関心を持ってもらえる内容・展開であること。
- ・各事業の概要を伝える内容について、切り分けた動画も作成すること。
- ・インターネット上での再生回数が上がる工夫を凝らした展開であること。
- ・動画のキャッチコピーを提案する場合は、「やさシティ、まつど。」のローガンを効果的に演出できる内容となるよう努めること。

### ② シネアド用

- ・30秒程度の構成とし、インターネット配信用と連動させ、短時間で訴求効果の高い内容・展開であること。

## ウ Web 配信

上記イで制作した動画、または本市が提供する動画<sup>1</sup>（別紙1\_これまでの方向性のp5、子育て支援PR動画 第2弾「世界一の感謝状」編参照）他を活用し、効果的なWeb配信を実施すること。なお、配信エリア・期間・SNS等については、事前に本市と協議のうえ決定すること。

## (3) パンフレットの編集・制作・活用

### ア パンフレット編集・制作の概要

本市が作成したパンフレット<sup>2</sup>（別紙1\_「まつどDE子育てパンフレット」参照）について、最新の情報に更新して編集すること。メインターゲットである子育て世帯になりうる結婚間近のカップルや市内外の子育て世帯への配布を前提とし、企画、素材作成、写真撮影、レイアウト、編集、校正・校了、印刷等、パンフレット制作に係る作業の一切を行うこと。

### イ パンフレットの内容・構成

- ・本市の魅力（子育て支援、医療、教育、交通利便性、地域性等）を集約し、住民の声を反映させるなど、本市での衣食住をイメージできる内容とすること。
- ・動画への視聴を促す内容とすること。
- ・写真を使用する場合は、市内で撮影されたものを使用すること。
- ・問い合わせ先として、松戸市子ども政策課の情報を記載すること。

<sup>1</sup> 動画については、下記参照のこと。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudodekosodate/kosodatenavi/matsudokosodateshien/kosodatejouhou/sekaiitinokansyajyo.html>

<sup>2</sup> パンフレットについては下記参照のこと。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudodekosodate/kosodatenavi/matsudokosodateshien/kosodatejouhou/chirashi.html>

## ウ パンフレットの仕様

- ・ ページ数 A4判 16ページから24ページ程度(A3判 2つ折りを可とする)
- ・ 仕様 マットコート紙 90kg 及び同等品
- ・ 数量 3,000部
- ・ 印刷色 全ページフルカラー
- ・ 編集 イラストレーター等の画像加工ソフト
- ・ 校正回数 文字校正3回及び色校正2回は確保すること
- ・ その他 電子書籍として閲覧できる形式も作成すること

## エ パンフレットの活用

受託者のネットワークを活用し、近隣市区の住宅展示場・商業施設など、効果的な配布方法を検討し子育て世代へ配布すること。また、提案限度額の範囲内で配布数を増加できる場合は、追加増刷分の費用も勘案のうえ、本市へ提案すること。

### (4) 事業者の強みに基づくプロモーション（自由提案）

上記プロモーション活動の他、事業者独自のノウハウや専門性を活かした複数のプロモーションを提案すること。なお、提案にあたって本市の課題や今後の方向性を十分理解し提案すること。また、提案限度額の範囲内であれば具体的手法は自由とする。なお、本市プロモーションツール（別紙1\_これまでの方向性のp3参照）の活用や、本市ツイッター、本市フェイスブック、松戸市子育て情報サイト「まっどDE子育て」の活用・併用も提案可能とする。必要に応じて、新たな制作物を制作する際は、本市プロモーションツールのデザイン等をベースとすること。

### (5) 効果測定

本業務を通じたターゲットにおける意識変化や態度変容等について、効果的な手法で検証すること。その際、上記(2) web配信に伴う広告接触時の効果測定及び(3)パンフレット配布による満足度評価について、webアンケート等により、必ず実施すること。

## 6 成果物

下記の成果物を本市が指定する場所へ納品すること。詳細は、本市と十分に協議し、決定すること。

### ① 全体計画書

全体計画書 一式

### ② 動画

制作動画 一式

### ③ パンフレット

制作パンフレット 一式

### ④ 効果測定

Web配信に伴う広告接触時の効果測定結果 一式

パンフレット配布による満足度評価 一式

その他効果測定に伴う報告書 一式

## ⑤ その他

事業者の強みに基づくプロモーション活動に伴い、成果物となるもの 一式

## 7 成果品の著作権等

- (1) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て本市に帰属するものとし、本市が自由に加工、複製、インターネット掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (2) 成果品の編集・制作等のために使用した写真・イラスト・書体等は全て本市に供与し、その利用及び再編集は本市において自由に行えるものとする。
- (3) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。
- (4) 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として受託者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、受託者が負担すること。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 管理業務

本業務の委託期間中、受託者は、本市と連絡調整を行う担当者を配置すること。本市と、全体計画に基づいた進捗報告や意見交換等を定期的に行い、議事録を作成すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。

### (3) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、松戸市個人情報保護条例に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 9 その他

本業務の実施について、社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。疑義が生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。